様式第２号

三股町職員の実務研修に関する協定書

三股町長（以下「甲」という。)と　　　　　　代表　　　　（以下「乙」という。）は、三股町職員の実務研修に関する要綱に基づき、研修職員の取扱いについて、次のとおり協定する。

１　研修職員　氏名

２　研修期間　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで

３　身分等

(1) 身分等については、要綱に定めるところによる。

(2) 研修期間が満了したときは、甲は当該職員を解任するものとする。

４　研修職員に係る次の事項は、要綱に定めるところによる。

(l) 給与等に関する事項

(2) 勤務時間その他の勤務条件及び服務等に関する事項

(3) 研修状況の通知に関する事項

５　分限

分限については、甲の関係規定を適用する。この場合において、分限に関する規定を適用しようとする場合は、その都度協議するものとする。

６　懲戒

懲戒については、甲の関係規定を適用する。ただし、乙の職務に関して義務違反等があった場合には、乙の関係規定を適用する。甲又は乙において懲戒に関する規定を適用しようとする場合は、その都度協議するものとする。

７　健康管理

健康管理は、甲において行うものとする。

８　福利厚生

レクリエーション等福利厚生計画の実施に当たっては、乙の職員と同様に扱うものとする。

９　庶務

研修職員に関する給与関連事務は原則甲が行うものとし、時間外勤務関連事務、各休暇処理その他事務は原則、乙が行うものとする。また、事務に関して疑義が生じたときにはその都度協議するものとする。

10　その他

その他必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

上記協定の証として、本書２通を作成の上、甲乙各１通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲　　三　股 町 長　　　　　　　印

乙

代表　　　　 　　　　　　印